

いった。横須賀市立大津小学校校長角井米は「現在の横須賀の実態を絵に描けば春画であり、話にすればワイ談であり、歌にすればタマラン節となる。実態がそうであるだけでもうたくさんであるのに、それに輪をかけて、このような歌をつくる必要がどこにあるか。児童憲章に掲げた子どもの人権は今いずこ。悲憤に堪えず」と日記に記した（『戦後横須賀教育史』）。

子どもたちに与える影響は、市内の小・中学生（二千二百七十三名）からの調査で「街娼をいいなあと考えたもの」六百五名（約二七％）、「いやだと思ったもの」二千六十七名（約九一％）であった（前掲書数字は重複回答を含む）。二七％の小・中学生が街娼に対してせん望の念をもっていた。別の調査では、一 服装に関してはでになってい、二 言語に関して粗暴、隠語を使う、三 態度として礼儀正しくない、四 遊びについて「パンパンごっこ」とばくの遊びなどをあげている。

横須賀不入斗^{いりやま}中学三年の男子生徒は「横須賀の街娼はあまりにも多すぎる。昼間からへんな色の洋服を着て兵隊と一緒に歩いているさまは、実に見苦しい。学校のそばは街娼をおいてある家がある。街を歩けばどこもかしこも街娼だらけである。真面目な女人さえ街娼に見えてくる。これでは非常に迷惑である。……横須賀の子供は悪くなるばかりである。これではいけない、街娼を一掃しよう」（慶応義塾大学社会事業研究会『街娼と子どもたち』）と書いている。

横須賀市の経済状況が米軍基地の下で依存が多大であったとはいえず、「問題はそれをよいことに街娼をおいている市民の人間性にあるのではないだろうか。勿論、横須賀市を立派な生産都市にすることは大きな解決策である」（前掲書）などの声もあった。

このような状況の中でタマラン節を契機に一九五二年三月、環境浄化運動が横須賀市教員組合を中心にして積極的に推進されていった。そして、書記長鈴木平馬は「タマラン節反対を通して横須賀を現状から立直らせ、よい環境の下で子供たちが成長できるよう、全市民の反省を期待した」と市民にも呼びかけた。

教員組合の環境浄化運動は、官公労協議会、地区労協議会、子供協議会、青年協議会、市議会の文教委員会等によってタマラン節の追放へとすすみ、横須賀市のみならず全国的関心が強く寄せられていった（『戦後横須賀教育史』）。

しかし、一方では、アメリカ海軍基地を持つ横須賀市の状況、地域性などから、市民一般がどれだけ環境浄化に積極的であったかと疑心の面も出ていたが、一九五二年九月二十一日「横須賀子どもを守る会」（会長岩田義一）が結成され、悪環境から子どもを守るという積極的な姿勢が地域の中から生まれていった。

二 勤評神奈川方式と高校教育

勤評誕生の背景

一九四八（昭和二十三）年十月の第一回教育委員選挙において、占領軍が教員の立候補を阻止する動きがあったことはすでに述べたとおりである。その後占領軍はレッド・ページ（本県の教員の場合、十五名が対象となった）を実施し、日本を反共のとりでとする意図のもとに、「単独講和」の道にすすんでいった。日教組五十万人教師は「再び教え子を戦場へ送るな」を誓い一九五一年一月、全面講和の締結、軍事基地提供反対、中立堅持、再軍備反対の平和四原則（一九五一年六月定期大会運動方針）を堅持し、講和条約後も引きつづきこの基本線にそって平和運動がつけられた。

一九五三年の日教組研究大会の第二回報告で、岡三郎日教組委員長の「教育の軍国主義化を確立するために躍起となつていゝる反動陣營の文教政策と対決」するとしてたことに対して、中央教育審議会は文部省への答申で、「あまりにも政治的であり、あまりにも一方的である」と非難した。勿論、中央教育審議会委員のなかにも、右の答申こそ「政治的」だとし、「教育者はその政治的行動について、すでに法律の制限を受けて居り」これ以上制限を加えることはないという意見の人もいた。

しかし、文部省は、この中央教育審議会の答申にそって、いわゆる「教育二法案」の提出準備に入った。これに対して、日教組は「教育二法案」反対声明を出し、非常時体制に入ること組織に命令した。反対運動は盛り上がり、学会、全国教育委員長協議会の幹事会、教育委員会、校長会、PTAなどからも反対の意思表示がされた。

一九五四年六月、多くの人たちが反対するなかで、「教育公務員特例法の一部を改正する法律」「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」が公布された。

こうした状況下、本県においては「教育二法」反対の中で、民間教育運動の高まりが出てきた。「教育二法」反対の中で、子どもたちの幸福と平和で豊かな日本を作るために、県下の教育を守るため、先生たちの努力だけではどうにもならないので、教育を正しくまもり押し進めていくには、先生も父兄大衆も教育行政官も手を取りあっていく組織が必要であるということから、一九五四年四月二十二日神奈川県教育擁護連盟が結成された。この神奈川県教育擁護連盟は、子どもたちをとりまく環境の実態等を取りあげ、本県下の具体的教育問題を取りあげ研究し、運動に結びつけていった。

一方制度上の改正は、「教育委員会法」に進んでいった。一九五二年十一月から全国市町村一斉に地方教育委員の選挙が実施され、選挙も少しずつ高まりを見せたが、地方財政の赤字、地方予算のなかでの教育費が最大であるために、その節減、教育委員会制度の廃止という線が問題になってきた。特に地方団体は人材確保、経費節減、総合的行政の展開などの理由として任命制を反対し、日教組においても、都道府県と五大市に限り教育委員会を設置し、市町村への一斉設置は教師統制を強化するからとの理由で反対、もっとも、公選制と現定数の維持、教委の予算権の強化などの実現を求めている。

そのような背景のもとで、国会での乱闘、警官隊の出動の事態になったが、一九五六年六月、「地方教育行政の組織運営に関する法律」が公布され、教育委員会法は廃止された。

勤評神奈川方式

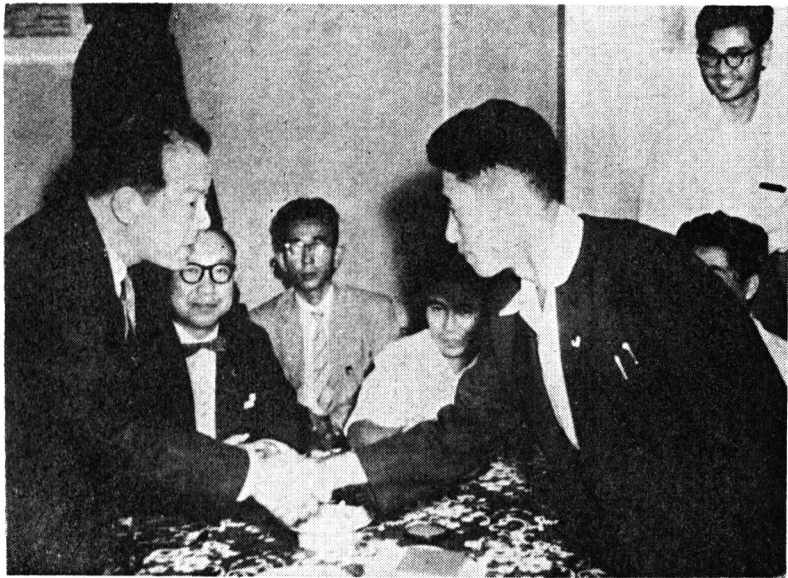
「地方教育行政の組織運営に関する法律」により、教育委員会制度は変わっていった。教育委員会は都道府県、市町村、市町村組合に置く、教育委員は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命、教育長については、市町村の教育長は委員のうちから都道府県の教育委員会の承認、都道府県・五大市の教育長は文部大臣の承認を必要とするなどであった。

新しい教育行政制度のもとで、教育委員の最初の、最大の仕事は勤務評定の実施であった。政府は勤評実施の法的根拠としては、地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二六一号）の第四〇条「任命権者は職員の職務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じ措置を講じなければならない」というところからきていた。

また「地方教育行政の組織運営に関する法律」第四六条「県費負担教職員の勤務評定は、……都道府県教育委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする」という条文があり、県費負担教職員の勤務評定は都道府県教育委員会が規則を制定して実施することになるのである。

まず勤務評定は地方財政の赤字対策を表面の理由としてはじまり、「昇給、昇格は勤務評定を参考として行う」とこととした。一九五七（昭和三十一年）年十月、愛媛県教育委員会は、勤務評定実施を通知した。同年十二月には全国都道府県教育長協議会と同教育委員長協議会が教職員の勤務評定試案を了承した。このように勤務評定基準案を作成する動きが全国に広がった。この動きに対し、日教組は政府の一九五〇年の法律から八年も経過した一九五八年九月から突如実施することに抗議して、勤務評定阻止のため全国統一行動を決定した。

勤務評定の規則の制定は都道府県教育委員会に権限があるので、都道府県ごとに教育委員会と教職員組合との交渉の中で闘争が展開されていった。一九五八年は勤評問題が教育界だけでなく、一般社会の中でも注目される問題となっていた。横浜



勤評神奈川方式妥結（1960年）

『神奈川県労働運動史』第3巻から

市内の父兄の間では、他都府県のように子どもたちを犠牲にするような闘争がおこらないように、四月二十五日には市教育委員会に勤評反対の陳情を行ったりした。学校でも勤評反対による一斉休暇や授業等の打切りをやらないう校長と教職員の間で話し合いが何回も持たれた。

神教組では県評を中心として、「勤務評定阻止共闘会議」「勤評阻止、教育を守る父母の会」などの背景もあって、一方的実施はさせないという基本方針のもとで、交渉をつづけた。県教育委員会も話し合いを尊重し、交渉をねばりつよくつづけた。同年九月十五日の日教組統一行動日において、本県の神教組は、勤評問題で団交中なので、統一行動には参加せず、放課後、県下各地で、教育危機突破大会を開いた（金子芳蔵「勤評問題」『礎』）。

一九五八年十二月神奈川県高教組、神教組、横浜市高教組の三者共闘会議と県教育委員会が妥結、調印し、いわゆる勤評神奈川方式は生まれた。それは県の教育効果の向上を期待し、教師の自発的意欲を高めることに関する「人事行政措置要綱」というものであった。

内容は、教師自身の厳肅なる自己反省並びに教育活動に関する不平、不満、希望、要求を十分積極的に記述することであった。校長は判定者ではなく、相談相手、助言者であること、細目は一九五九年三月までに作成し、九月から十二月の間に実施することというものであった。

これが全県の先生、父母と労働者等による勤評闘争の一応のくぎりとなったはずであった。しかし、この勤評が適法かどうかという問題があり、翌年の日教組大会ではかろうじて過半数の支持を得て承認されたが、一九五九年になると文部省と内山県知事は「神奈川方式は勤評とは認められない」と非難した。県教育委員会と組合側の交渉で、神奈川県教育委員会は他府県のように教育の現場に混乱をさけるため話し合いを堅持し、要綱まで決めていた。

しかし、文部省、知事の発言を待ちかまえていたように、市町村教育委員会、校長会等はこれに同調し神奈川方式を攻撃し出した。実施についての細部の話し合いが、県教育委員会と組合側で六月までつづけられていたが、三か月の中断を置いて一九五九年九月一日、県教育委員会は話し合い中の県立高等学校校教頭問題について、一方的に教頭を発令した。そして、九月十五日「勤務評定は白紙に戻」すという声明を出して、白山県教育委員長他委員四名は総辞職してしまった。

神奈川方式の破棄という事態は、組合側に混乱を呼びおこす幕あけでもあった。

組合員の中でも、昨年十二月、神奈川方式ができて以来、全国で激しい勤評闘争の中で、神奈川県だけは別だ、県教育委員会の善意を信じ、県民の支持もあることだからという考え方があった。教育の面には政治勢力の介入を排除してきたという自負もあったようである。県の教員組合は、また新しい教育委員との間で交渉をもたなければならなかった。

高教組の分裂

一九五九（昭和三十四）年九月から、翌一九六〇年にわたっては、神奈川県高教組にとつて、とりわけ厳しい期間となつていった。一九五九年九月の教育委員会との交渉過程にある「教頭制」が発令され、勤務評定の

白紙還元、教育委員の総辞職、県教委と勤評に關しての団体交渉中断、宿日直拒否闘争がつづいていた。さらに、県教育委員会の任命した教頭（横須賀大津・平塚江南）を解任するということなどもあって、県教育委員会と組合側の相互不信が助長されていった。

翌年一九六〇年三月十二日、横浜駅西口の近くの私学会館で、県教育委員会の事務局職員、一部の校長、教頭等約百五十名が出席して、「日教組加入反対、闘争至上主義反対」を主旨とした、神奈川県立高等学校職員組合の結成準備会を開いた（いわゆる第二組合）。これより先、二月十四日に高教組執行部は臨時大会を召集して、日教組加入と闘争資金カンパ千円を提案して、圧倒的多数で承認された。

一九五九年十一月、二千十三名の組合員が、一九六〇年五月には千七百五十九名となり、その後も高教組の組合員は減少していった。特に相模川より西の高校を中心に平塚江南、大秦野、山北高校等で組合員数が少なくなっていた。

さらに、一九六〇年三月三十一日、高教組の八つの分会で十数名の組合役員が校長の呼び出しをうけて、四月一日付で強配転の旨の通知をうけた。対象になったのは本部役員三名、横浜支部長、事務専門委員長、教頭を解任された人たち十数名であった。四月二日の『神奈川新聞』は「人事異動に当って露骨な組合対策をおこむやり方は余りにもその意図がどぎつすぎ」と県教育委員会をきびしく批判していた。

組合側は不当配転の撤回を要求する団体交渉を四月からはじめた。「希望と承諾の原則」で教員の人事異動が行われていた慣行が破棄されて以後、人事問題について永く多くの問題をかかえることとなった。

この人事問題について、五月から公開口頭審理が行われ、請求者側は弁護士山宏、板東克彦、飛鳥田一雄等、処分者側は柳川弁護士を代理人として、教育委員会側からも委員が出席した。しかし話し合いは収拾へと向かい、大へんな時間を経過した

一九七二年秋に県教育委員会から請求者への話合いの打診が行われ、高教組もこれを受けて

一 三五・三六年の処分を白紙にもどして、本人の意向を尊重すること

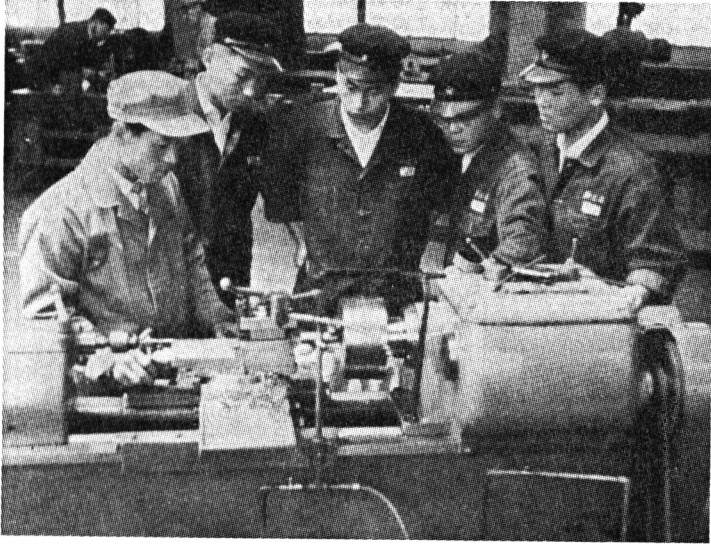
二 人事に関する「希望と承諾の原則」を明文化すること

三 請求者と高教組に対して、不当処分による十三年間の損害を補償すること

以上の三点を要求し、県教委も請求の処遇を大幅に受入れ、第一の条件は満たされたが残りの二つの条件は懸案のまま、一九七三年に入り提訴を取り下げることになった。ここに十三年間の闘争に幕を閉じることになったのである（教職員人事の法律問題）。

一方勤評問題については永くつづいた中断も、一九六〇年六月に入ってようやくはじまった。県教育委員会と組合側とで「勤務評定についての申し合せ」の交渉に、九月によく意見の一致を見て、県教育長は十月に「神奈川県立学校職員の勤務成績に関する規則」「神奈川県市町村立学校職員の勤務成績に関する規則」を公布した。前者は「地公法第四十条一項により、県立学校に勤務する職員の評定に必要事項を定めこれを行うことにより、公正な人事管理並びに教育活動について適切な指導助言に資し、もって教育効果の向上を図ることを目的とする」として、後者は「地方教育行政の組織運営に関する法律第四十六条に基づき市町村教育委員会が行う市町村立学校職員給与法第一条及び第二条に規定する職員の勤務成績の評定の実施に関する神奈川県教育委員会の計画を定め（以下前者と同文）」というものであった。

十二月一日、横浜市を除いて記録の実施がはじまった。しかし、本県では一九五八年十二月に取り決めていた勤評神奈川県方式の精神が含まれていたことは否定できない。そして、神奈川県公立学校職員の勤務評定実施要領も定められ、定期評定は毎年十二月一日に実施する、校長は職員の勤務の状況について適切な指導及び助言につとめ、記録にあたって記録事項について



工業高等学校の授業風景

『かながわ』から

十分理解がなされるよう配慮しなければならない、記録された資料の秘密、教諭等の記録については本人の求めがあったとき、本人に限り提示することができ、三年間保存し、保存期間経過後は焼却するものとする等が決められている。

一九六〇年一月には「神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則」が公布され、一年後の一九六一年四月一日にはこの規則が廃止され、新管理規則が公布、施行された。公立小・中学校についての管理規則については、一九六〇年三月三十一日、「神奈川県立小学校及び中学校の管理運営の基準に関する規則」が公布、施行された。県立・公立の学校の管理規則が細かく規定されたことになった。

高校生急増対策

本県の人口は一九六〇（昭和三十五）年の約三百三十三万人から一九六六年には約四百四十七万人となり、六年間で約百十万人もの人口増があった。このうち約七〇割が社会増といわれている。

これによって、戦後ふえつづけていた小学校児童数は一九五八年に第一次のピークをむかえ、中学校生徒数は一九六〇年になって、そしていわゆるベビー・ブームの波が高等学校におよぶのは明らかになっていった。

そこで、神奈川県教育委員会では一九六一年一月、「神奈川県立高等

第19表 公立中学校卒業生進学率・
進学者数（実際）

卒業年月	卒業者数	進学率%	進学者数
1961. 3	41,028	64.2	26,326
1962. 3	55,085	69.0	38,023
1963. 3	77,105	71.6	55,243
1964. 3	70,202	75.6	53,100
1965. 3	72,633	78.6	57,072
1966. 3	64,924	80.4	52,182
1967. 3	59,695	83.3	49,735
1968. 3	57,455	85.6	49,205
1969. 3	54,576	87.5	47,762
1970. 3	55,504	90.3	50,033

第18表 公立中学校卒業生進学率・
進学者数（推計）

卒業年次	卒業者数	進学率%	進学者数
1960	40,890	62.17	25,420
1961	54,450	63.00	34,300
1962	76,020	63.75	48,460
1963	68,470	65.15	46,610
1964	70,010	66.54	46,590
1965	62,250	67.94	42,290
1966	56,620	69.33	39,230
1967	53,520	70.73	37,850
1968	50,530	72.12	36,440
1969	56,200	73.52	36,900

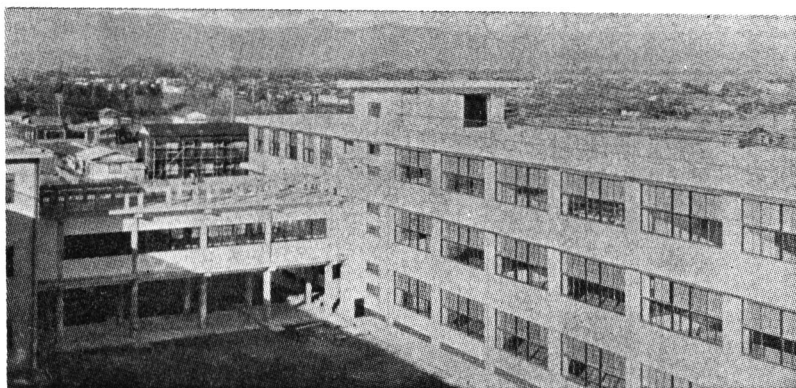
ともに『教育統計要覧』、『統計でみる神奈川の教育のあゆみ』から

学校整備計画」を発表した。これによると一九六一年度から、一九六五年度を前期とし、生徒急増に対する計画をたて、一九六六年度から一九七〇年度を質的な充実を図るための段階とした。そして、この整備計画に発表された公立中学校卒業生、進学率、進学者の推計は第十八表のようなものであった。

これらによって既設の四十一校の整備として、一九六〇年から一九六二年にかけて、一 普通教育の増設、二 特別教室の増設、三 老朽校舎の改築、四 体育館・プール等の建設をあげ、普通高等学校三校、工業高等学校（商業高等学校一校は未定）四校を新設する等のことであった。工業高等学校の建設を予定したことは、「産学一体化」のために、「三・七体制」（普通高校三校、産業高校七校）が提言され、学校制度の多様化が具体的におしすすめられたものであった。このような背景の中で生まれた本県の高等学校は一九六三年四月から技術高校という形で、横浜・川崎・平塚・大船に四校が、公共職業訓練所に併置された。

一方県民も高校増設等について、県議会の文教常任委員会への陳情をつづけていた。一九六三年には「高校進学希望者の全員入学等について陳情」をはじめ、高校増設等についての陳情件数は四十三件の多くを数えた。

高等学校整備計画に対して、実際どのような推移をたどっていたのであろう



新設された西湘高校

『かながわ』から

か。整備計画における推定数と比して、同じように、公立中学校卒業生数、進学率、進学者数の実数を示すと第十九表のようになっていた。

これによって明らかかなように、卒業生数においても進学者数・進学者いずれも推定の数より著しい相違をみるのである。

一九六一年	九〇六人	一九六六年	九、八九二人
六二年	三、七三三人	六七年	一〇、五〇五人
六三年	六、七八三人	六八年	一一、三五五人
六四年	六、四九〇人	六九年	一一、三三二人
六五年	一〇、四八二人	七〇年	一三、一三三人

右に示したのは整備計画と実際の高校生数の差である。これによると、一九六五年以降の差は約一万人から一万三千人もの差があったのである。

このように高校生数の増加があまりにも著しく短期間であったため、公立高校は一九六一年の五十八校から、一九六九年の間に二十八校の増設があったが、生徒増には追いつかなかった。一九六三年二月の県会において、中学浪人を心配する質問に対して、教育長は中学浪人については、昨年は高校を希望して入学できなかった者は、千六百二十六人、今年も現在進学希望者は、五万四千六百人で、そのうち五万二千四百人は収容可能である。入学できないのは二千二百人ということになる旨

の答弁をした。一九六三年四月に公立高等学校へ入学した者は、三万四千六百六十一人であった。県外から入学した者もあったであろうが、約二万三千二百人は私立学校に行くことになる。私立高校への依存を強めることになった。

人口増と進学率の著しい上昇は本県教育行政に多くの問題を投げかけることになった。

一九七四年に入ると、さらに高校百校新設計画ができて、明治年代からこの時期までかかって、約百校の学校が設置されていたのを、十年間という短期間でさらに百校を建設するという非常に困難な問題にぶつかることになったのである。

私立学校への助成

私立学校でも戦後は苦しい経営状態におかれていた。戦災で校舎を焼失したり、全壊したものの、進駐軍に接収された学校等があった。一九四六（昭和二十一年）年の金融緊急措置令によって、資金凍結措置となり、私立学校の預金は第二封鎖預金と定められた。この封鎖は一九四七年解除されたが、私立学校の資金はまったく苦しい状態にあった。一九四六年十月の衆議院本会議で、「私学振興に対する決議」が採択され、それは

- 一 公私立学校生徒学資負担額の不均衡是正
 - 二 戦災私学復興費の助成
 - 三 戦災私学の有する特殊預金の解除
 - 四 私学への寄附金に対する租税の減免
 - 五 私立学校職員待遇改善費の補助
- などであった。

この結果、予算も生まれ、公的金融措置が行われた。これに基づいて、本県は一九四七年五月一日、「神奈川県地方私学振興協議会規程」を定め、知事を中心として、戦災学校復旧費および私立学校の経営費の政府貸付金の貸付けについて協議するこ

とになった。

貸付金は無利子すえ置き、三十年の元利均等年賦償還で、一九五二(昭和二十七)年まで、本県ではのべ六十校、総額四千七百七十三万円の貸付けがされた。

戦後の私立学校は、新学制の実施によって、新しく認可されることになった。

高等学校においては、一九四八(昭和二十三)年三月二十七日、神奈川県知事内山岩太郎によって認可され、スタートした。しかし、文部省令「高等学校設置基準」が一九四八年一月に施行されていたが、認可された高等学校にはこの基準にあてはまらない、校地・運動場の面積の狭い学校もできてしまった。しかもその認可はそれがなおそのまま現在にまでいたり、問題を残すものとなった。

「私立学校法」は一九四九年公布された。これによって、私立学校の自主制が保障され、公共性が明らかになったのである。このため「国および地方公共団体は教育の振興上必要がある場合には、私立学校教育の助成のため、文部省令又は当該地方公共団体の条例で」補助金を支出したり、有利な条件で貸付金をだすことができることになった。

本県においては、この私立学校法の制定より先に、一九四八年九月補正予算において、他府県に率先し独自の私立学校助成費、小・中・高等学校分三百万円を計上した。戦前にも、各私立の中等学校に対して、本県は助成金を出していたこともあったが、戦後はこの年からはじまった。

一九五二年には「私立学校振興会法」、一九五三年に「私立学校教職員共済組合法」が公布され、「私立学校法」とあわせていわゆる「私学三法」が確立された。

これより以前「私立学校法」第一〇条に基づき、一九五〇年六月に、神奈川県私立学校審議会委員が安藤富士雄、神名勉聡、

第20表 県費私学助成額
(単位千円)

年 度	金 額	前年度 対比
1948	300	100
49	500	1.67
50	10,157	2.03
51	12,186	1.20
52	23,741	1.95
53	32,870	1.38
54	44,067	1.34
55	44,027	0.99
56	42,823	0.97
57	46,850	1.09
58	68,565	1.46
59	96,076	1.40
60	136,310	1.42
61	216,095	1.59
62	395,868	1.82
63	490,355	1.24
64	472,505	0.96
65	508,265	1.08
66	551,262	1.09
67	629,671	1.14
68	877,427	1.39
69	1,235,710	1.41

『神奈川の私学』から

神保勝世等それに県議会議員より箕浦多一が
任命され発足していた。

一方では私立学校の結束もすすみ、一九四
七年五月に私立中学校協会、一九四九年二月
に財団法人神奈川県私立中学高等学校協会を
組織した。この団体を中心に私立学校関係者
による県費助成運動も活発化していった。

第21表 高等学校数増加表

年 度	公 立	私 立
1955	56	63
56	57	62
57	58	63
58	58	63
59	58	63
60	58	65
61	58	69
62	62	69
63	73	71
64	77	72
65	79	73
66	78	73
67	82	73
68	83	73
69	86	74

分校を含まず

私立全日制課程生徒数八万千余人を予想し、収容方法に、
これに要する総経費九億二千万円余と推計し、県はこれに対して三億円を助成し、別に同額の三億円を融資するということになつたのである。

高等学校数においては、第二十一表のようになる。

補助金額の推移を見ると第二十表のようになる。この表は、小・中・高等学校の補助金を中心に、幼稚園、各種学校等の補助金を含む県下私立学校関係の補助金額である。特に、一九五八年度からの補助金の額は、前年度に対比して伸び率が著しく増加して、一九六二年までそれがつづいた。補助金額の伸びの理由は一九六五年のいわゆる戦後のベビーブームの波が高等学校生徒の増加時にあたり、
一 つめこみ、
二 特別教室の転用、
三 増築の三方法で、

第22表 私立高等学校生徒数

年 度	全 生 徒 制 数	前年との増減
1963	67,146	—
64	80,890	13,744
65	87,262	6,372
66	83,556	△3,706
67	79,844	△3,712
68	74,139	△5,705
69	73,323	△ 816
70	72,068	△1,255
71	71,993	△ 75
72	73,421	1,428
73	75,039	1,618
74	77,679	2,640

『私学神奈川』から作成

この表によれば、一九六〇（昭和三十五）年から私立高等学校の数も増え、公立より私立学校数が多かったが、一九六三年からはその数が逆転し、公立学校数が多くなったのである。以降本県の高校百校計画は公立を中心に進められるようになった。

私立高等学校においては、その生徒数は全日制で一九六五年には八万七千二百余人であったが、生徒数は翌年から減少の一途をたどった。その数字を示すと第二十二表のようになる。私立高等学校生徒数は一九六五年度に最高

となったが、一九七一年度まで減少していった。

生徒数の減少のなかで、一九七〇年三月二十八日、横須賀市の中心街にある私立湘南女子学園で、六名の専任教諭と一名の講師が整理解雇されたのである。生徒数が激減したため、教師の余剰と赤字経営のためということであった。もちろん、この学園だけではなく、横浜学園十四名、聖和学院三名も同じような理由で専任教諭を整理解雇した。

私立湘南学園においては、生徒・教職員等が整理解雇反対闘争に立ち上がった。理事者側は、解雇の基準としてさらに、「学園の方針に合わない者」とであると明示してきた。生徒減少を最大の理由として、民主的教師を放逐するためであるとした組合の闘いは、県下私学校経営者対私立学校組合との対決ととらえられていた。

湘南学園の教師と生徒は何処に本質があるか徹底的に調査し、学校は黒字経営であること、学園は生徒数を、一九六一年度二百二十六名を一九六三年度は三・二倍の七百二十一名、同六四年度は三倍、同六五年度は三・四倍と県下において二位の生徒数増加率であったこと、さらに、資本蓄積を行っていたこと、解雇は計画的であることを指摘し裁判闘争に入った。この闘

代 争は、生徒はもちろん「湘南の教育を守る会」の人びとを含め多くの人たちが解雇反対を支援した。一九七一年十二月十四日、横浜地方裁判所横須賀支部、裁判官石垣光雄は、申請人解雇者に対して、全面的勝利の判決を下した。

現 組合側では、「私学における教師の身分保障」を確立したと同時に民主教育の発展に大きく寄与する判決であったと評価した（『湘南女子学園裁判の判決文』）。